

6. 観光関係支援措置について

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(仮称) < 予算関係法律案 >

観光立国の実現に向けて、観光圏を整備することにより、観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに地域の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。

施策の背景

観光立国推進基本法の制定
(平成18年12月)

「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」による地域の活性化

ポイント

国内旅行消費額の約9割が日本人

日本人を含めた内外からの観光旅客の来訪・滞在を促進することによる地域経済の活性化

観光振興の関係者は多種多様

観光業と他業種との連携 } による一体的な取組(法定協議会)
官民の連携

単独の観光地での取組には限界

地域間の連携を促進(観光圏)の形成

滞在の魅力を高めた取組が必要

複数の観光地の連携により観光旅客の来訪・滞在を促進する地域
滞在促進に重点的に取り組む地区(滞在促進地区)の整備を含む総合的な取組により、2泊3日以上の滞在型観光を目指す。

概要

基本方針

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定

協議会

市町村

都道府県

観光事業者

農林水産業者

商工業者

NPO

等

観光圏整備計画

「観光圏整備事業」：地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

宿泊



観光資源



交通・移動



案内・情報提供等



「滞在促進地区」：観光旅客の滞在の促進に資する事業を重点的に実施すべき区域を記載

観光圏整備実施計画

事業者が共同して作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

国による総合的支援

- 〔大臣認定による特例措置〕
- ・宿泊施設が実施する旅行者代理業に係る旅行業法の特例
- ・運送事業関係の手續緩和の特例 等

大臣認定

- 〔予算等〕
- ・予算補助制度の創設
- ・税制優遇措置
- ・財政投融资 等

連携

- 〔ソフト・ハードの連携〕
- ・社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮

農山漁村活性化法の特例

観光圏整備計画に、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業等を記載した場合、交付金の交付が可能

地域の活性化を通じた観光立国の実現

観光圏整備のための支援措置について

観光圏整備事業費補助金

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による事業を財政的に支援するため、新たな予算制度を創設。
- ・国費による補助率：40%
- ・平成20年度予算内示額：約2億79百万円(調査費含む)

財政投融资

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による宿泊業者の設備投資に関し、中小企業金融公庫による特利（貸付後5年間で融資）。
- ・< 基準金利年利3.1%に対し、特利は年利2.1%（貸付期間20年の場合）、金利は平成19年12月12日現在。 >

地方税（不動産取得税）特例

- ・観光圏整備法に基づき市町村又は都道府県により組織される協議会の構成員たる公益法人が取得する文化財について、不動産取得税の課税標準を1/2控除する特例を創設。
- ・減税見込み額：約800万円(平年度)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

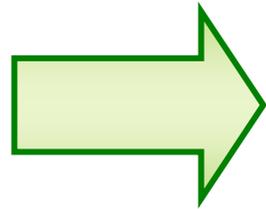
- ・観光圏整備計画に、「地域間交流の拠点となる施設の整備等」に関する事項が記載された場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣(国土交通大臣・農林水産大臣)に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(農山漁村活性化法)の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、交付金の交付が可能となる。
- ・交付率：1/2以内を基本とする。
- ・平成20年度予算内示額：305億46百万円の内数

「観光圏」形成の必要性

観光圏の目指す方向 点から線、線から面へ

- (1) 地理的広がり
宿から街へ
街から周辺地域へ
- (2) 時間的広がり
日帰りから宿泊へ
1泊から連泊へ
特定時期の集客から通年化
- (3) 人的広がり
客からファンへ(リピーター)
週末住民、二地域居住

そのためには、



3つの連携を強化し、

観光業と他業種
地域産業と自治体
地域と地域

旅行者のニーズをふまえた
具体的な実践活動が必要
< 圏域単位でのサービス品質向上とブランド化 >

宿泊

- ・泊食分離、地産地消の販路拡大等宿から街への観光客の送り出し
- ・共通入湯券導入等宿泊エリアのもてなしの向上

観光資源

- ・体験・学習・交流・食のメニュー(特に早朝・夕刻)の充実
- ・本物・ゆかり・差別化・こだわりによるブランド化

交通・移動

- ・移動をコスト(負担)からベネフィット(楽しみ)へ転換する工夫
- ・アクセスの改善による集客力強化と域内の移動の容易化

案内・情報提供・マーケティング

- ・観光旅客のニーズ・目的に対応した提案型の観光案内の強化
- ・顧客満足度の向上と予約・販売の共通化、会員制などマーケティング能力の向上

観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化

観光圏整備のイメージ



地域が連携して行う取組への国の主な支援メニュー

予算(観光圏整備事業費補助)、財投
 宿泊、観光資源、交通移動、案内・情報提供などのレベルアップを図る地域の取組を支援
 2泊3日以上快適に充実して過ごせる観光圏づくりに向けた地域の取組を活発化し、観光旅客の満足度を向上

ハード面での連携
 社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
 ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

農山漁村活性化法の特例
 観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
 農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在メニューの充実

旅行業法の特例
 ホテル・旅館による旅行者代理業の特例
 宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

観光旅客のニーズをふまえた取組への支援

効果

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

内外観光客による2泊3日以上より長期の滞在を拡大

地域経済の活性化